

第2回横浜市都市美対策審議会政策検討部会

次 第

日 時 平成24年7月13日(金)
午前10時から午前12時まで

会 場 第一総業ビル 4階会議室

次 第

1 開 会

2 部会委員紹介

3 部会長挨拶

4 議 事

- (1) 今後の都市デザイン行政について
 - ア 歴史を生かしたまちづくりに関する制度検討について(審議)
 - イ 景観制度の拡充について(審議)
 - ウ (仮称)横浜都市デザインビジョンについて(審議)

(2) その他

5 閉 会

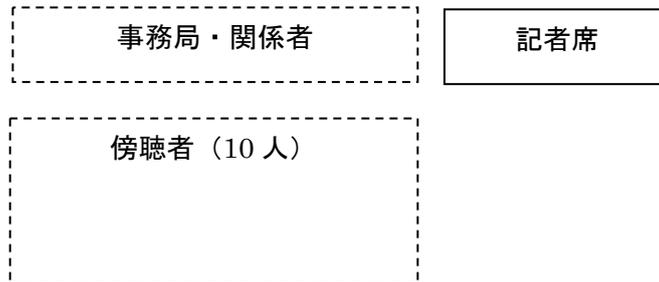
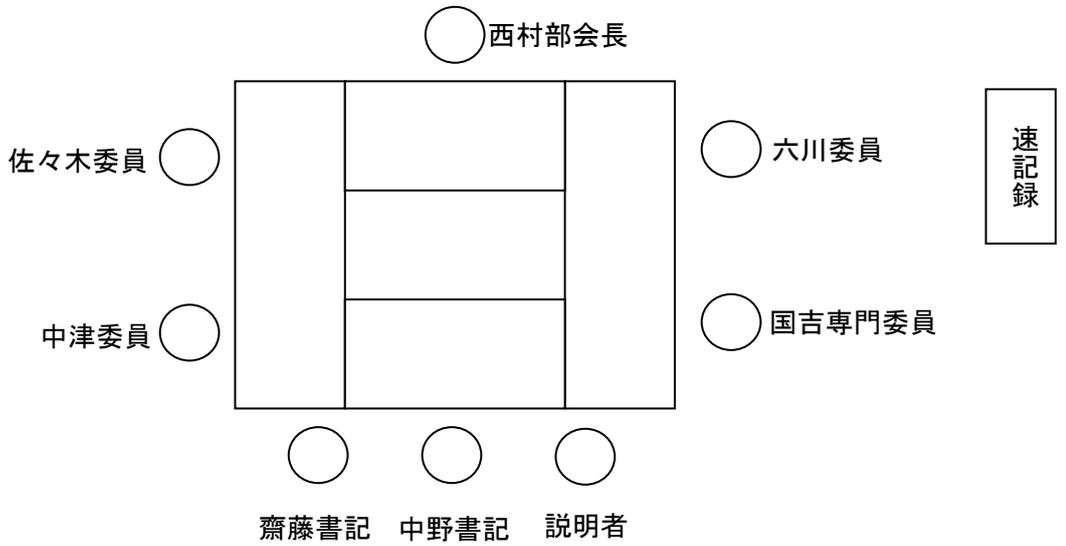
資 料

- 資料1:24年度 政策検討部会の進め方
- 資料2:歴史を生かしたまちづくりに関する制度検討について
- 資料3:景観制度の拡充について
- 資料4:(仮称)横浜都市デザインビジョンについて
- 資料5:前回議事録(第1回横浜市都市美対策審議会政策検討部会)

【第2回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 座席表】

日時 平成24年7月13日（金） 午前10時から

会場 第一総業ビル 4階会議室



受付

（出入口）



第2回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 委員名簿

開催日時:平成24年7月13日(金) 10:00-12:00

		氏名(敬称略)	現職等
1	部会長	西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター教授 (都市デザイン)
2	委員	佐々木 葉	早稲田大学社会環境工学科教授 (景観)
3	〃	中津 秀之	関東学院大学建築学科准教授 (ランドスケープ)
4	〃	六川 勝仁	市民委員
5	専門委員	国吉 直行	横浜市立大学特別契約教授 (都市デザイン)

6	書記	齋藤 泉	横浜市都市整備局都市づくり部長
7	〃	中野 創	横浜市都市整備局都市づくり部都市デザイン室長

平成 24 年度 政策検討部会の進め方

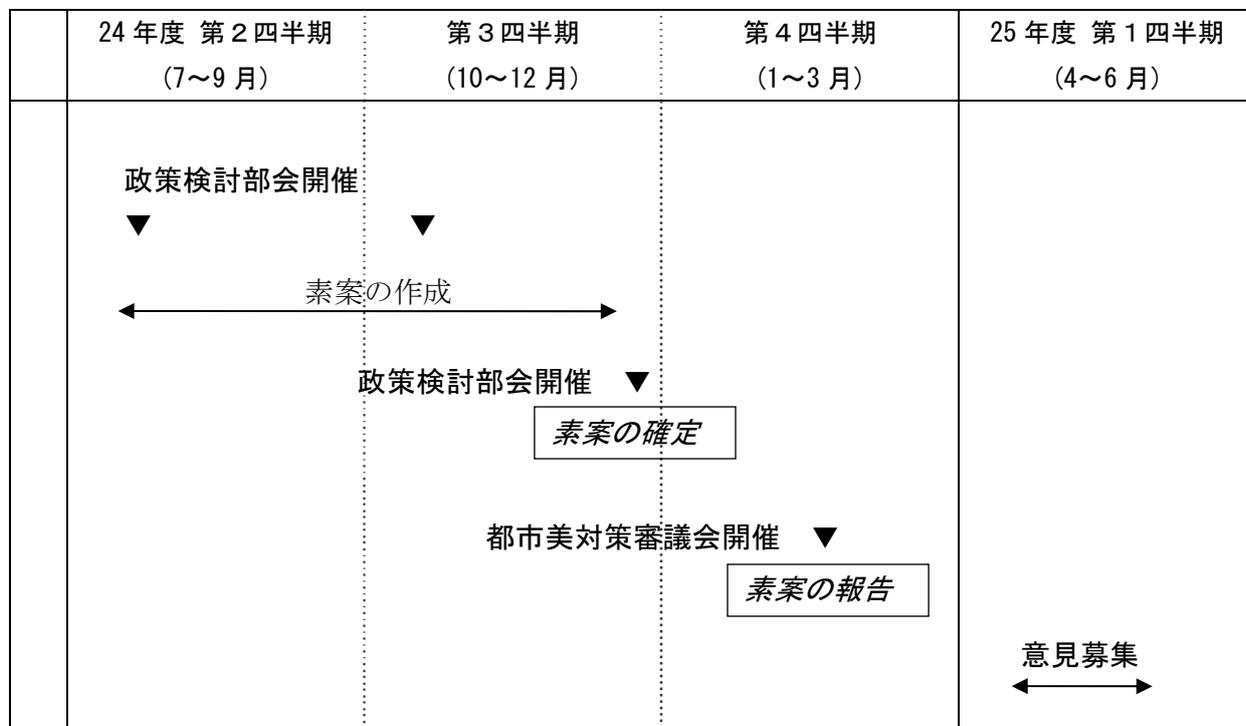
24年度の政策検討部会の進め方については、23年度に実施したシンポジウム、政策検討部会での議論や調査・ヒアリングなどの内容を基に、(仮称)都市デザインビジョンを作成します。

1 平成24年度の政策検討部会での検討内容

- ・ (仮称)都市デザインビジョン素案の確定

2 スケジュール

- ・ 政策検討部会 (7、10、12月) 開催
(仮称)都市デザインビジョンについての議論～素案の確定
- ・ 都市美対策審議会 (1月～3月) 開催
(仮称)都市デザインビジョン 素案の報告
- ・ 25年度、意見募集 約1か月程度



平成 24 年 7 月 13 日
第 2 回都市美対策審議会
政 策 検 討 部 会

■歴史を生かしたまちづくりに関する制度検討について

1 趣旨

歴史を生かしたまちづくり制度の見直しについては、平成 23 年度に基本的な方向性をとりまとめました。特に、建築基準法の柔軟かつ適切な運用が可能となるような新たな制度導入は、所有者の保全活用の選択肢を増やすとともに、歴史的建造物の活用とあわせた地域の活性化や耐震改修による安全性の向上も期待できます。そこで、見直しの基本的な方向性をふまえ、新たな制度導入を軸に歴史を生かしたまちづくりに関する施策・制度全体を検討していきます。

2 制度検討の方針（案）

所有者、市民、まちづくりなど、歴史を生かしたまちづくりの課題をふまえ、

- 1 多様な保全活用手段の確保と活用の促進
- 2 市民協働による保全活用の仕組みの検討
- 3 歴史的建造物を核とした景観形成、まちづくりの更なる推進

を基本的な方向性としています。この方向性をもとに、具体的な施策や制度について、次の方針により検討を進めます。 ※ 内は平成 23 年度に整理した方向性 / 内は今回新たに提示する検討方針（案）

1 多様な保全活用手段の確保と活用の促進

- ・景観制度などを活用した法的な担保性の高い制度の導入
- ・活用を進めるため、個々の歴史的建造物の状況に応じた保全活用が実現できるような制度整備
例：建築基準法の柔軟かつ適切な運用（神戸市）
- ・所有者の実状や文化・観光など地域の活性化に資する活用などに対応した支援の充実、など

【検討方針 1】◆新たな制度体系の構築

- ・景観制度における新たな制度の創設（右記参照）
- ・新たな制度と登録・認定制度など他の制度との連携・役割分担の体系的な整理
- ・制度の体系的な整理にあわせた所有者支援（助成など）

2 市民協働による保全活用の仕組みの検討

- ・保全活用方法の検討や良好な維持管理へ向けた所有者と市民の力のコーディネート
- ・人材育成や活動支援
- ・市民とともに保全活用を進めるための基盤づくり、など
例：プラットフォームづくり、トラスト、ファンドなど（東京都歴史まちづくファンド）

【検討方針 2】◆市民協働の推進

- ・維持管理や調査等のボランティア、所有者に対する専門的なアドバイスを行う技術者等の派遣制度など、市民協働による所有者支援方策
- ・ボランティアに必要な専門的知識の習得などの人材育成や、モデル的な活用、市民理解の促進など、歴史的建造物の保全活用に関わる様々な活動への支援方策
- ・トラストやプラットフォームなど、市民協働を推進する基盤的な仕組み

3 歴史的建造物を核とした景観形成、まちづくりの更なる推進

- ・景観地区での位置付けや道路、公園等の整備と連携した歴史的景観の形成
- ・ライトアップなどによる歴史的建造物の魅力向上と、地域の活性化やまちづくりにつながる活用方策の検討、など

【検討方針 3】◆歴史を生かしたまちづくりの更なる展開

- ・歴史を生かしたまちづくり推進戦略
景観計画、公共施設整備等での位置付け / 地区、テーマによる推進の考え方、等
- ・ライトアップや文化芸術などによる歴史的建造物の魅力アップ手法、等

3 今後のスケジュール（想定）

平成 24 年 12 月 素案とりまとめ
平成 25 年 3 月 制度案とりまとめ
4 月以降 制度制定手続等

◆景観制度における新たな制度の骨格（案）

新たな制度は、歴史的建造物の所有者のもつ課題や認定解除の事例などをふまえ、次のような課題に対応したものとしていく必要があります。

- ①保全活用を前提に大規模な改修を実施しようとする、建築基準法が遡及適用されるため、保全を前提とした改修が困難となります。（※場合によっては歴史的建造物の保全活用そのものが困難となるおそれあり）
- ②所有者にとっては、建築基準法の適用除外は受けられるが、内部全体を保存しなくてはならない文化財制度と、外観の保全のみで良いが、建築基準法の適用除外が受けられない認定制度の二者択一となり、制度間の隔たりが大きい。
- ③歴史的建造物の外観保全だけでなく、賑わいづくりなどの活用との両立によって魅力的な都市景観の創造、都市の活性化にも寄与していくことが求められています。

既に神戸市や京都市で建築基準法第 3 条第 3 号第 1 項の規定を活用して、文化財でなくとも、建築基準法の適用除外が可能となる制度が運用されており、こうした制度も参考にしながら、景観法などとの整合性を図りながら、次のような制度を検討していくこととする。

【制度概要（案）】

- (1) 名称等
（仮称）特定景観形成歴史的建造物（略称「特定歴史的建造物」）
魅力ある都市景観を創造するうえで、特に重要な歴史的建造物であって、保全と活用を一体的に行う必要があると認められるもの。
- (2) 対象
歴史的建造物のうち、外観の大部分や内部の一部を保存して保全活用を図るもの。
- (3) 主な内容
 - ① 歴史的建造物の活用による賑わいづくりなど、魅力的な都市景観の創造などを推進するため、景観条例に位置付け
 - ② 所有者の同意を得たうえで、専門家の意見を聴いて市長が指定
 - ③ 市と所有者が協議して（仮称）保存活用計画を策定し、建築審査会の同意を得たものは建築基準法の適用除外を可能とします。

【参考】既存制度との比較

名称	指定文化財	登録文化財	景観重要建造物	認定歴史的建造物	(仮)特定景観形成歴史的建造物	
根拠法	文化財保護法		景観法	—	—	
根拠条例等	市文化財条例	—	—	歴史を生かしたまちづくり要綱	景観条例	
保全の度合	全面保存	外観保存	外観保全		外観保存 内部一部保存	
主な規制等	現状変更	許可 (外観・内部)	届出 (外観の 1/4 以上)	許可 (外観)	届出 (外観)	許可 (外観・内部)
	管理計画等	任意 (策定指針あり)	任意	任意 (管理基準の策定可能)	保全活用計画	保存活用計画
建築基準法の緩和措置	全面適用除外 (市指定は建築審査会同意)	—	一部適用除外 (大臣承認による適用除外条例)	—	全面適用除外 (建築審査会同意)	
その他			指定実績なし			

景観制度の拡充について（素案）

みなとみらい 21 新港地区 16 街区開発手続きに伴う都市美対策審議会委員の意見や、これまでの制度運用上における課題点等を整理し、景観制度の拡充について検討を行います。

制度運用上の課題点について

景観形成ガイドライン（以下ガイドライン）の表記について

- 一部にあいまいな表現があり、事業者にとって内容がわかりにくい。
- 協議方針、協議事項の意味や内容がわかりにくい。
- ガイドラインの制度上の位置づけが明確でなく、混乱を招きやすい。
- 手続きのプロセスや協議終了の仕方がわかりにくい。



- ・景観形成の考えや手続きを事業者などへ、わかりやすく説明し、景観協議の方向性を明確にできるよう、ガイドライン改正等を検討する必要があります。

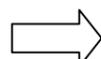


課題点を踏まえ、次の検討を行います。

協議方針等の決定過程における課題点について

現況の都市美対策審議会景観審査部会の意見を反映する「協議方針等」以外の方法について

- 地域の代表者やエリアマネジメント組織の参加機会がなく、意見が十分に反映されていない。
(市民参画について)
- 民間開発（市が関係する場合は特に重要）に対し、初期段階で計画条件や景観形成の意図を十分に伝え、誘導を図りたい。
(後からの変更は困難のため)
- 多様なプランを選択する方式（コンペ、プロポーザル、公募）が有効であり、この方法を進めたい。



- ・協議を行う際に地域住民やエリアマネジメント組織の意見を反映できるような仕組みを検討する必要があります。
- ・民間開発において(市が関係する場合は特に重要)条件やプロセスを明確にしたうえで、早期に対応できる仕組みを検討する必要があります。



ガイドラインの検討

「みなとみらい 21 新港地区」及び「みなとみらい 21 中央地区」、「関内地区」のガイドラインについて

ガイドラインの法的な位置付けを整理し、運用の仕方などを明確にします。また、平成20年度以降の運用実績から課題点の抽出およびその解決対応の検討を行い、ガイドラインを改定します。

- 例えば、みなとみらい 21 新港地区ガイドラインの表現について「周辺から見られる重要な景観」や「歴史的（模倣表現）デザイン」など、地区の景観形成方針を実現するため、詳細な考え方や表現について検討します。
⇒考え方の明確化を検討 →ガイドラインの改定へ（25年度～）

景観協議の手続き様式について、分かり易い表現の仕方を検討します。

- 例えば、「協議終了申出書」や「協議結果通知書」の書式表現を検討します。
⇒合意事項記載等の書式の検討 →事務取扱要綱を改定へ（25年度）

暫定的な利用施設の対応について検討します。

- 例えば、場所に応じた景観形成の考えや仮設建物の緩和の考え、景観形成への考え、コスト負担の考えなどを整理し、その対応を検討します。
⇒具体的な課題内容を検討の上、ガイドラインなどの改定へ（25年度～）

地域の意見反映や早期誘導に関する検討

景観案件の地域意見を景観制度に生かすための手法について検討します。

- 例えば、『地域の代表者』の意見を聴取し都市美対策審議会景観審査部会へ伝えることなど、多様な方法について、その意義と条例との整合などを含めて検討します。
⇒意見反映の方法の検討→必要に応じて部会設置要綱へ表現する（25年度）

地区マネジメントとの一層の連携を図るため、関係者と協議・調整します。

- 例えば、みなとみらい 21 地区のマネジメントを進めている社団法人横浜みなとみらい 21 と協議・調整し、景観制度に連携する仕組みを検討します。（既に中央地区は実施中）
⇒地区の街づくり調整と連携する仕組みづくり（24年度末）

民間開発(市が関係がある場合は特に重要)の早期誘導策を検討します。

- 市が関係する民間開発において、早期に計画条件などを提示し景観誘導を図るプロセスを検討します。
⇒関係者で検討のうえ、早期に誘導を実施（25年度）

(仮称) 横浜都市デザインビジョン (構成イメージ)

横浜市では 1971 年都市デザインの専門部署を設置して以来、これまで、都心部、郊外部で魅力的な空間形成を進めてきています。

一方、東日本大震災以降、人々の価値観や考え方が変わり、都市を取り巻く環境も大きく変わってきており、環境と創造、安全や快適性、暮らしやすさと人のつながりなど、都市は、多面的な価値を求められています。

今まで積み重ねてきたものをさらに活かし、市民の皆様が集い、より愛し、誇りに思える豊かさと活力ある都市をつくるため、より一層、都市デザイン活動を進めていく必要があります。

はじめに

I 都市デザイン活動について

1 目的

2 横浜を取り巻く状況

3 都市デザイン活動の検証

II 今後の都市デザインにおける視点

III 都市デザイン活動の今後の展開

IV 今後の都市デザイン活動を推進する仕組みについて

■今後の都市デザインにおける視点

都市を巡る大きな課題

横浜固有の課題

東日本大震災

少子高齢化問題

新たなビジョン
の必要性

価値観の多様化

都市間競争の激化

東京との距離
：横浜都民

経済の低迷

低炭素都市の実現

アジアの中の
港湾都市

6大事業を受け継ぐ
新しい都市戦略

新しい横浜の
都市デザイン

人間中心のまちづくり
感性に訴える豊かさ
課題に個別解を求める
都市の成熟を考える

横浜の活力を
保つエンジン
都心部強化

インナーハーバー
構想の推進

“実験”創造都市

ストック利活用
価値観の転換
チャレンジ精神

横浜らしい住まい方
サステイナブルなハピネス

ライフスタイルと
コミュニティの
リ:デザイン

短・中期

既存市街地の改編と
新しい臨海都市の構想

企画、プロデュース
専門性の強化

研究・調査
新たな郊外展開

環境未来都市との連携
東横跡地/戦後建築
資源としての中央市場
庁内での位置付け強化
啓蒙活動・教育との連携
6大事業の完遂

中・長期

南北問題
空き家対策
マンション建替え
都心居住
リノベーション
アウターリングの構想

活力にあふれ
豊かな
都心部の醸成

コントロールから協働へ。
プロジェクト、協働、
都市デザインのバランス

住民が主体で
地域運営を進める
魅力的な市域の形成

環境デザイン
クリエイティブシティ
シビックプライド
モビリティデザイン
実験的取組み

新たな地域性の創出
横浜都民の横浜回帰
横浜型コンパクトシティ
コミュニティデザイン
新しい公共



Ⅲ 都市デザイン活動の今後の展開

1 インナーハーバーの新たな展開

リング状の都市構造であるインナーハーバーエリアでは、横浜の活力を保ちエンジンとしての役割を期待し、まちの人々が、賑わいと活気のある都市を創造・発信し、世界に誇れる美しい、国際競争力のあるまちを目指す必要がある。

- ・ インナーハーバーエリアについて、山下埠頭や山之内埠頭などの新たなエリアの利用転換の検討や、そのリング状の都市を拡大し、人々が水に親しみを感じ、楽しむことができる魅力的な水辺空間の形成を進めるなど、新たな活力や魅力の輪を広げる必要がある。

2 都市美（景観制度の拡充）

これまで、都心臨海部を中心に景観制度により美しい景観形成を進めてきた。今後は、海からの景観、地域資源を活かした景観形成など、横浜らしい美しいまちづくりが必要である。

- ・ 「横浜市景観ビジョン」には、景観形成に関する行政の取組として、公共施設のデザイン調整が掲げられている。また、国土交通省からも公共事業の積極的な景観形成が求められている状況を踏まえ、地区の特性に合った公共事業の景観誘導について検討する。
- ・ 景観制度について、運用上における課題や、協議の進め方における課題等を整理し、都市美対策審議会の意見を踏まえ制度の検討を進める。
- ・ 有識者による検討委員会から市長へ提示された「都心臨海部・インナーハーバー整備構想」提言（平成22年3月）を踏まえて、都心臨海部を対象とした美しい港の景観形成方針を検討するとともに、利用形態の長期的変化を視野に入れた景観検討を進める。

3 歴史（歴史的建造物の保全・活用の拡充）・創造

横浜には開港以来の独自の文化が培われ、個性ある街並みがつくりだされてきた。横浜らしさをかたちづくる貴重な資源である歴史的建造物の保存活用の取組を進めるとともに、クリエイティブシティの推進をはかる必要がある。

- ・ 建築基準法の柔軟な適用による活用の促進など、所有者の実状に応じた多様な保全活用手段の確保を目指した制度づくりを進める。
- ・ 市民協働による歴史を生かしたまちづくりを、仕組みづくりなどとあわせて推進するとともに、歴史的建造物を核としたまちづくりの更なる展開を図る。
- ・ まちに新たな賑わいと活力を生み出していくため、都心部に多数ある戦後建築の利活用などについて研究を進める。
- ・ 公園、道路、鉄道高架下などの公共空間等において、オープンカフェや観光拠点等の社会実験や利活用を進め、賑わいのある楽しい都市空間の創造について進めていく。

4 環境（環境デザイン）

地球温暖化、ヒートアイランド現象などの環境問題は、現代の都市が避けることのできない大きな問題である。大都市としての緑の保全・創造、効率的なエネルギーのネットワークづくりなどに取り組み、自然とのふれあいや快適な都市づくりが求められている。

- ・ 地球温暖化などの環境問題や、少子高齢化時代に求められる予防医療など、環境や健康などの視点からも、東横線跡地の活用などの緑のある快適な歩行者空間の形成を進める。

- ・先端技術や立体都市公園整備など、様々な手法や制度を検討・活用し、都心部の新たな緑の創造について検討していく。
- ・新たな河川プロムナードなど、開発計画に合わせて海や河川などの親水空間について検討し、水面を意識したまちづくりを進める。
- ・臨海部において、護岸の埋め立てや緑の再生など海に面する水辺空間の形成についての検討や、海釣り公園など賑わい空間の創造について検討する。

5 交通（モビリティデザイン）

省エネルギー化や地球温暖化をはじめとする環境問題に対応するため、温暖化ガスの排出抑制や公共交通利用の促進が必要である。また、急速に高齢化が進む現在、「健康」が大きく見直されており、今後は徒歩、自転車等のスローな交通ネットワーク整備を進め、歩きながら楽しめる歩行者空間づくりが必要である。

- ・JR 関内北口整備、相鉄 JR 直通線羽沢駅（仮称）の整備など、地域のシンボルである駅の再整備や新設に合わせ、周辺道路の再検討などを行い、歩行者や環境にやさしい交通ネットワークづくりを進める。
- ・新たな歩行者空間の検討やベイバイクの設置など、徒歩、自転車等のスローな交通ネットワークについて研究し、まちの回遊性を高め、公共交通の利用促進や来街者への観光促進などにつながる方策を検討する。

6 生活（ライフスタイルのデザイン）

少子高齢化が急速に進行する横浜は、今後、地域の特性に合った都市づくりが必要である。成長・拡大から安全・安心、賑わい・住みやすさなど、豊かで活力のあるまちづくりへの転換が求められている。

- ・少子高齢化、人口減少などにより今後、より身近な生活環境への関心が高まる。生活環境の変化に合わせ、団地再生、住替えの促進など地区の特性に合ったまちづくりを検討する。
- ・自然や農との共生など、横浜らしい快適で新たな生活環境の研究を行う。

7 交流・発信

現在の都市は、様々な課題を抱え、その課題はますます複雑化してきている。それらまちづくりの課題を解決するにあたっては、行政内部だけで議論するのではなく、様々な分野の専門家や大学との連携、市民・企業（企業家）との連携を積極的に進める必要がある。

- ・企画・プロデュースの都市デザインの推進や、主要施設のデザイン調整を強化するため、専門家との連携強化やネットワークづくりを進めるとともに、行政内部の強化を図る。
- ・自治会や商店街など地域のエリアマネジメント組織等との連携を強化し、地域の課題は地域で解決できるまちづくりを進めていく。また、小学生などの子供たちに都市デザイン講座を開催するなど、次世代の育成を進める。
- ・日本を代表する港のひとつである横浜のまちづくりを、国内外に発信していくとともに関係都市と連携を強化する。
- ・都市デザイン活動をさらに充実させ、シンポジウムやフォーラムの開催など、様々な機会をとらえて都市デザインに関する研究とPRを行う。

第1回 横浜市都市美対策審議会政策検討部会議事録	
議題	<p>(1) 政策検討部会の検討項目と進め方</p> <p>(2) 都市デザイン行政の取組状況 (報告)</p> <p>(3) 今後の都市デザイン行政について (審議)</p> <p>ア 制度的な拡充の方向性</p> <p>(ア) 歴史を生かしたまちづくり制度の見直し</p> <p>(イ) 公共事業の景観形成</p> <p>イ 中長期的展望</p> <p>(4) その他</p>
日時	平成24年1月18日(水) 午後2時から午後4時10分まで
開催場所	横浜市開港記念会館 1階 4号室
出席者(敬称略)	<p>委員：西村幸夫(部会長)、佐々木葉、中津秀之、六川勝仁</p> <p>専門委員：国吉直行</p> <p>書記：齋藤泉(都市整備局都市づくり部長)、中野創(都市整備局都市デザイン室長)、塚田洋一(都市整備局都市デザイン室担当課長)</p> <p>事務局(資料説明者)：曾根進(都市整備局都市デザイン室担当係長)、長谷川正英(同)、保坂研志(同)</p>
開催形態	議題(1)、(2)、(3)、(4)とも公開(傍聴者1名)
決定事項	この部会では、平成24年度からおおむね2年間かけて今後の都市デザイン行政について提言案を作成し、全体会の都市美対策審議会において決定、市長に提言していただく予定で検討を進める。
議事	<p>(1) 政策検討部会の検討項目と進め方</p> <p>市から資料に基づいて説明を行った。</p> <p>○西村部会長 基本は平成25年度内に提言をつくると。その基礎の中心的な議論をここで行うということですね。よろしいでしょうか。では早速その中身のほうに行って、議論のほうに十分な時間をとりたいと思います。</p> <p>(2) 都市デザイン行政の取組状況(報告)</p> <p>市から資料に基づいて説明を行った。</p> <p>○西村部会長 何かご質問はありますか。外から見た印象だと、今、最後におっしゃったのは、やはりフットワークよく、制度と限らずいろいろなことをしてきたという状況ですよ。最初のほうに説明されたのは、それがいろいろな制度の中でどうするかという話で、制度によるものと制度によらないもののバランスが必要で、あまり制度でがちがちにしていると、いろいろなことができなくなるような気はします。ただ、そうしないと力が発揮できない部分もありますので、そのバランスが難しいという感じはします。何かありますか。</p> <p>この後、具体的に審議のところでもありますけれども、何か事実関係のチェック、ケアの必要があれば、どうですか。</p> <p>○中津委員 はい、ではちょっと。</p> <p>○西村部会長 はい、どうぞ。</p> <p>○中津委員 この取組に関しての、一般の市民の方々に対する広報というものは、ここの広報とは別に具体的にどのようなものがあるのでしょうか。この新聞の発行とか、そういうようなところ。</p> <p>○中野書記 いろいろな施策別に人・まち・デザイン賞を公募するというような形でピーアールをしたり、歴史を生かしたまちづくりは、「歴史を生かしたまちづくり新聞」を配ったりということはしています。今考えておりますのは、ここに書きませんでした、40年間のデザイン活動の全般をまとめたものを一度、昨年7月に開催したシンポジウムの配付資料として作成いたしました。こういうものを今、市民向けにつくり直したりもしています。これ1冊をみると、大体どのような都市デザイン活動をしているのかがわかるようなものを編集作業中で、近いうちに発行していきたいということです。ホームページでは当然ピーアールをして</p>

いますが、この冊子が多分、唯一の全体がわかるもので、そういうこともしています。

○中津委員 せっかくこれだけボリュームがあることをしているのを、もっと教育現場や小学校などにどんどん流せるような大人向けの資料が当然あったほうがいいので、何か広報として、そういうのもあればいいという気がしました。感想です。

○西村部会長 ほかどうでしょうか。重要な説明です。この間のシンポジウムもそういう点はすごく関心が高かったです。

ちょっと質問ですが、マンパワーでいくと、こういうさまざまなものをデザイン室の中でどういう形で役割分担をしていますか。それぞれ縦割りになっているのか、それとももう少しプロジェクトごとに重なるような感じで大体、作業が進んでいるようなものですか。

○中野書記 では、正確にデザイン室の今の人的な体制を説明いたします。まず課長が2名いまして、係長が4名体制になっています。そして職員につきましては、今11名の体制で、人事交流で相模原市から応援に来ていただいている人を加えますと12名という体制になっています。基本的に屋外広告物の許可というものが、かなり固定的に窓口で年間8000件以上の許可をしなければいけないということで、これに大体4名近くが常時、窓口業務をしているということになります。そして残りについては、この資料の1から5まで示しましたけれども、4人の係長がおおむねそれぞれの施策別に分担をしております。なるべく内容によっては柔軟に協力したり、応援したりということをしながら取り組んでいるというのが実状でございます。

○西村部会長 部課長がそれぞれの今言った一つずつのほうを統括していくような形ですか。

○中野書記 そうですね。おおむねそういう形です。

○西村部会長 係のメンバーは、多少、仕事がオーバーラップしていたりしますか。

○中野書記 例えばデザイン調整と景観協議というのは、実質すごく重なるところがありますから、一緒にやることも多いです。歴史といっても、結構ハード的な調整では、別のラインが協力するということがあります。それは柔軟に対応しています。

○西村部会長 それと、ほかの部局との具体的な接点というのは、どういうことがありますか。

○中野書記 正確に説明すると、先ほど言った景観協議につきましては、都市デザイン室は条例を所管している制度担当という立場になっています。長くまちづくり協議をしてきた風土があるので、方面別の、例えばみなとみらい21推進課というものが都市整備局にあります。そこがみなとみらい21地区の景観以外のことも含めた総合的な窓口協議をしていますので、そこで一元的に地域対応をしているということです。

実際、景観協議の事務自体は、新港地区であれば港湾局、関内地区であれば都市再生推進課というエリアの担当課が実施してくださって、デザイン室がバックアップをするという形をとっています。

○西村部会長 全体としてはそれぞれの担当が実施していて、デザイン室は直接には乗り込まないのですか。

○中野書記 都市美対策審議会に付議しなければいけないような、例えば重要案件は、かなり早い時期から一緒に協議しています。あとは、やはり難しい案件です。

○西村部会長 ああ、なるほどね。

○中津委員 では、それは何かプロジェクトが発生したときに臨機応変に、そういう活動に介入するというか、かかわることなのか。

○中野書記 介入ということはありません。

○中津委員 済みません。かかわっていくということですか。

○中野書記 エリアの担当課としても、行く行く都市美対策審議会に諮って議論する必要もありそうなものについては、条例上、特定都市景観形成行為として明確ですので、早い時期からどういうふうにしていかか相談できますから、一緒に行きます。関内地区では普通にマンションが数出てくるというようなもので、特段一緒に行く必要がないものについては、単独で実施してもらっています。そのような感じです。

○中津委員 港湾とか道路とか住宅局とか、そういうところと何かもっと定期的に情報を共有する会議みたいなものはないのですか。

○中野書記 毎日、廊下で顔を合わせていますので、そんなに会議などがなくても大体その辺は情報交換が密にできています。

○塚田書記 加えて横浜市ですと、建築基準法に伴う環境設計制度というものを持っています。その審査会の前に幹事会というのがあって、関係部署が集まっているいろいろ審議するのですが、そのメンバーにもなります。重要な要件については、審査会に入る前に、直前にチェックをするところでもあります。そういう中で関与していくということもあろうかと思えます。

○西村部会長 これは答えにくいかもしれませんが、具体的な制度の中でルーチンのようにどうしてもここに仕

事上行う処理が来て何か対応しなければいけないという話と、非常にアドホックであるような話とで、大体ワークバランスみたいなものは、どのようになっていますか。先ほどのような屋外広告物などは完全にある種制度が決まっているので、せざるを得ないわけですよね。昔はもうちょっとアドホックのほうが広くて、何かそういう変化のようなものはありますか。

○中野書記 基本的には、アドホックにやっていくのが都市デザイン室の基本的義務だとは思いますが。

○西村部会長 基本的にですね。

○中野書記 一方では行政手続法ができて、実際、まちづくり協議も今日、全庁的に法令に基づいた審査基準のようなものに変えていくという流れの中で、適正化を図っていくという流れに乗っています。やはり、何に基づいて行政指導をするのか、審査するののかということについては、都市デザイン室においても景観法や屋外広告物法の基準を持った上でお願いすることはお願いしてという形をとろうと思っております。

もちろん、そういうものだけではなくて、いろいろなプロジェクトに顔を出していくという部分はあります。うまくバランスをとってやっていくということしかないです。

○西村部会長 そうですね。

○六川委員 私も馬車道のまちづくりを通じて、都市デザイン室とのつき合いは多分40年くらいになると思います。一言で言うと、ちょっと言葉は悪いのですが、少しパワーも落ちてきてしまったかという感じ方をしています。まち方から言うと、都市デザイン室の存在はすごく大きくて、まちづくりをすると、多分10局くらいの関係局とのいろいろな折衝があるのですが、デザイン室を通じるとそれを全部まとめていただけると。デザイン室が声をかけて、例えば道路局を呼んでくる、緑政を呼んでくる、そういう図式があって、非常にうまくリレーションできたと思います。

それと先ほどの、今ちょっと法的に変わりましたという話なのですが、馬車道もまちづくり協定をつくったわけですが、あくまでも紳士協定なので力がないのですが、それを力があるようにしたのです。例えば出たい方がいて、いろいろ協議があった場合に、まちのはんこがないと建築確認がおりないとか、そういう何となくまいルールができていたわけです。例えば市に相談に行ったら、まちのはんがついていないけれどもどうなっているのかと話が戻って、うまい三角関係ができています。

それと、馬車道の場合、非常に大手主導で10年間まちづくりを一生懸命行ったために、一つの絵柄ができてしまっています。今は各都市がいろいろなまちづくり協定書を持っているのですが、今、運用できない事例が多いのですが、馬車道は比較的うまく運用したという例です。先ほどの日本興亜のビルもたしか歴史的建造物の第1号という指導を受けて、あのときも市民運動として反対運動をしたのです。市も建築学会も巻き込んで行って、ああいう形になりました。

それで、デザイン室はもっとパワフルに動いていいのではないかと私は思っています。この前、実は開港都市の会議があって、中野さんも国吉さんも曾根さんも長崎に行ってきました。長崎というのはすばらしいという印象で帰ってきました。というのは、例えば歴史的な資産についても市が結構お金を出して、マーケティングしています。そして、びっくりしたのは、唐人街のまちづくりは25年もかけて行っています。まだ完成に至っていないのですが、もう延々と行っている。だから、横浜はたかが開港150年の歴史しかないのですが、長崎はもっともっと歴史があって、すごく彼らはまちに対するプライドがあるわけです。すごくいい印象を持って、中野さんにもその都度いろいろと、横浜市をこうしたらいいのではないかみたいな話を申し上げました。

だから、そういう開港同士の仲間の例もあります。だから、もっと力を持つというのは変な意味ではなくて、私は昔のイメージがちょっと強いものですから、もっとデザイン室は昔に戻っていいのではないかと思います。当時はたしか国際デザインフォーラムとか、いろいろ実施してまして、先ほど中津先生が広報の話を読まれたけれども、そういうのも大きな広報になります。それから横浜市には、ご存じだと思いますが、シティガイド協会というのがあります。その女性たちが頑張っているらしいです。

だからそういうところとリレーションすれば、こういう例えば歴史的資産の意義とかも、もっと周囲に啓蒙することができると思います。だから、そういうのが定期的に何か仕掛けられてもいいのではないかと思います。

○西村部会長 なるほど。パワーアップするときにね。

○六川委員 ええ。

○西村部会長 やはり市民側から見ると、やはり情報が一番近いところにあつて、そういう人たちが見方につくと、行政の流れもかなりきちんとしたイニシアチブがとれるということですかね。

○六川委員 そうですね。でもその都度デザイン室の役割がすごく大きくて、まちづくりでは本当に助かつ

たという気がするのです。というのは、今、非常に守備範囲が広いし、先ほども看板の話もされていましたが、あのようなものをつけられてしまって、やっている意味がないと。

○西村部会長 数があれだとちょっと性格が違っている感じがしますよね。

○六川委員 ええ。だから、もうちょっとこの本来のところの幹を見直していただいて行うというのも一つあるのではないのかと思っています。

○西村部会長 そうですね。それも今までいなかったということですがけれども、政策検討部会ができたということもあるのだと思います。ちょっと具体的な話に入って、それでまたコメントをいただきましょうか。今のは結構重要な中長期的展望の一つですよ。では……

○中野書記 佐々木委員が今着きましたので。

○西村部会長 はい。何かありますか。

○佐々木委員 いや、結構です。

○西村部会長 はい。

(3) 今後のデザイン行政について（審議）

ア 制度的な拡充の方向性

(ア) 歴史を生かしたまちづくり制度の見直し

市から資料に基づいて説明を行った。

○西村部会長 一つずつ少し議論していきましょう。いかがでしょうか。

今の神戸のものは、建築基準法の3条1項ということは、市町村が文化財指定しているものは適用除外にできるという項目を。

○説明者（長谷川） はい。

○西村部会長 でも、これは文化財とは違うわけですよ。

○説明者（長谷川） ええ。

○西村部会長 だから市が指定する文化財とは違って、景観のほうだけでも、ある種、許可制度が入るから、文化財として見なしたように特定行政庁で判断してもらおうという話ですか。

○説明者（長谷川） 条文に文化財その他の条例という、文化財とは別にその他の条例という中身が入っていますので、そこの解釈の中で、これもできるようにしています。

○西村部会長 文化財以外にもできるようにして、それで許可制でないと恐らくだめなので、許可制を入れてということですね。

○説明者（長谷川） はい。

○西村部会長 ねらいは、きちんと建築基準法を抜くことができるようなものを用意しておこうということですよ。

○説明者（長谷川） はい。

○西村部会長 それを横浜でもできないかと。

○説明者（長谷川） 関内地区のオフィスビルでも活用をきちんとしようとして、それとある程度手を入れると。そうすると、どうしても建築基準法にかかるようなレベルの改修工事になると思います。そうすると建築基準法がひっかかって、構造や防火など、そういうところがネックになって、結果として活用ができないという、改修ができないので、活用もしにくくなるというようなケースもかなり聞いております。そういうものの活用が進められるようになるだろうと思います。

○西村部会長 こちらのほうはどうですか。

○佐々木委員 まず一つ質問なのですが、いわゆるリストみたいなのは、もうお持ちなのですか。横浜の中で、これとこれはやはり将来的に歴史的な、既に指定された立派なものとかがもちろんあるのですが、まだそこまでいかないけれども候補リストみたいなのはお持ちですか。

○中野書記 この青い冊子（都市の記憶）をお配りしていると思います。大体、文化財指定をしているものと歴史的建造物の認定をしているものをリストアップしているのですが、例えば8ページをごらんください。横浜郵船ビルというものについては、まだ認定も文化財の指定もしていないものです。ライトアップに協力していただいているので写真を出しています。これは中の構造ごと含めて、きれいに創建当時のものが残っています。

まだこういう歴史的建造物として、特に 23 番の「三井物産横浜ビル」、日本大通ということですが、戦前を代表するコンクリート製の第 1 号のオフィスビルです。非常に位置づけの高いものです。活用していくときにどうしても基準法の既存不適格みたいな形でいろいろな制約があるということもありますが、一方で文化財指定を受けて、相当、制約を大きくして活用するという点についても抵抗があるということになります。ですので、こういうものも念頭に制度設計していかなければということでございます。

○西村部会長 佐々木さんが言われたのは、登録にしても、その登録候補のようなリストがきちんとできているかということですよ。

○中野書記 台帳はあります。

○佐々木委員 台帳はあるのですか。

○国吉専門委員 ただ、それ自体もかつて 30 年くらい前に実施した視点と、例えば戦後のものはどうするのだというような議論はありますが。

○西村部会長 それは見直しをされているのですか。

○国吉専門委員 いや、それは今まだしていません。今後の課題としてあります。

○西村部会長 それは例えば、所有者にあなたのところはそういう予備リストに載っていますよというのを知らせているのですか。知らせていないですか。

○中野書記 登録しているものについては通知していますが、登録前のものについて、うちが学術的な調査をした段階のものなどについては知らない場合もあります。

○西村部会長 知らない。登録は、特に向こうには同意をとらないで、こちらから一方的に行くと。それで実際そういう形で運用されているのですか。

○中野書記 登録はそうですね。

○中津委員 それは学術的な調査に基づいたリストなのですか。

○中野書記 そうですね。昭和 63 年に制度設計するときに、まず市域全域にかなり歴史の先生方に網羅的に調査していただいて、それを毎年なくなったものとか変更したものを修正して持っています。

○中津委員 それを公開しない理由は、やはり個人情報ということですか。

○中野書記 個人情報ですね。

○中津委員 登録すると公開するのですか。

○中野書記 いや、認定した場合です。

○中津委員 認定すると。

○中野書記 先方が歴史的建築物として保全活用していくと同意を得たらです。

○中津委員 そのあたりですか。ああ、そうですね。

○西村部会長 そうですか、登録するのみ公開はしていないのですか。

○中野書記 片思いの状況です。

○西村部会長 だから、その人だけに登録しましたと伝えるわけですね。

○中野書記 そうです。

○中津委員 リストに入っているも居住者が知らないというのは、今まで何か議論はなかったのですか。

○説明者（長谷川） 議論ですか。

○中津委員 いや、これを教えるべきかどうかとか、そういうことです。議論は過去にはなかったのですか。

○説明者（長谷川） 多分、特にはそういう議論はなかったとは思いますが。事実として、その調査をしたときにヒアリング等はしていますので、調査段階で歴史的建造物ということ認識されている所有者の方もかなりいらっしゃるというのは、実態としてはあります。

○西村部会長 その調査というのは、きちんと中の目視みたいなことですか。それとも何か実際、具体的に実測上としてあるのですか。

○説明者（長谷川） 基本的には目視です。

○西村部会長 それはインテリアも、エクステリアを見られているのですか。中に入っているのですか。

○説明者（長谷川） 基本的には外観です。

○西村部会長 外観ですか。

○説明者（長谷川） ええ。ただ、創建の年代ですとかも調べていますので、そういう際にヒアリング等をしているケースもかなりあると思います。

○西村部会長 ですから、そこが非常に微妙なところなのですね。

○中津委員 それはもったいないですね。

○説明者（長谷川） 壊されてしまうと。

○中津委員 どんどん壊されてしまうのですね。

○西村部会長 というか、なかなかできないと、向こう側に下手に壊される場合もあります。今、ちょうど文化庁も同じようなことを議論しています。それは横浜市側も勉強中だと思いますけれども、中央郵便局があのよう形になりました。ですので、もう文化財に指定する候補みたいなものを 100 くらい選んで、それをそれぞれに通知をして、あなたがその気になったら文化財になれるよと言おうと。ただ、それは、本当はきちんとした形でリストとして公開したいのだけれども、そうすると今のような問題があるし、逆に壊される可能性があります。その人だけに言おうというような戦略なのですよ。

でもそうなってくると、今ここで言っているような、どちらかというと、制度に乗せてきちんと突破するなどというのと違う側で、ネゴシエーションの側で、そちらの人に気持ちが変わってもらうように行うというほうではないですね。こちらもすそ野を広げながら、何かあったときにはもうちょっとやれるという、要綱の定めなのですよ。

○国吉専門委員 歴史がそんなに古くないものもあるわけですから、一応、登録するのは可能性があるだろうということまで含めた調査をしているわけです。ですけれども、昭和 63 年当時のことですから、この歴史を生かしたまちづくりというのは、都市デザインの手法としてどこまで重要なのかということも含めて、文化財行政とは違うよと。そんなに大したことではないけれども、やはり地域の魅力形成にとって、その地域の人が地域の思い出として非常に大事にしているものとか、いろいろなエピソードがあるようなものとか。そういう、ほかの都市では文化財にならないようなものでも、横浜の場合には大事にしたほうがいいと。

でも、それは、一方的に専門家がただ調べただけではなくて、やはり地域の方々の思いみたいなものも議論しながらピックアップしていくべきだという視点があります。余り強引にするのはやめようという感じではあったわけです。ただ、やはり常に情報を得ていくような感じで、その中の主だったものについては片思いで登録させてもらって、動きがあるときは情報を下さいというくらいの観点にはしているということだったと思います。

○六川委員 私も最初この委員に入ったのですが、勝手にマーキングしたような感じがあるのですよね。何か相手を無視して、それでするかなというような。

○西村部会長 ええ。そうですね。だから、そうしないと、今の日本の文化財行政ではオーケーをもらわないと全然先に進まないのも、もう積極的に動けないというのがあるのですね。すごく微妙な線ですよ。

○六川委員 はい。

○西村部会長 あともう一つ何かありますか。

○六川委員 ちょっと一つ質問があります。建築基準法に対していろいろ考慮しようという話があったのですが、古い建物だから耐震の問題が当然出てくるわけで、それをどう兼ね合いを持たせるのですか。

○説明者（長谷川） 例えば神戸の場合はですね……

○六川委員 いや、神戸というか横浜の場合も、今そういうことを考えられていて。

○説明者（長谷川） はい。例だと基準法は抜くのですが、一方で、ある程度、耐震補強のレベルまでではできるようなことは想定しています。

○六川委員 だけど、そうすると景観が変わってしまいますよね。

○説明者（長谷川） その辺は変わらないように。大体、内部でそういうふうにするケースが多いのです。内部で壁を変えるなどです。

○六川委員 ですから、私が言ったのは、内部の景観も変わっていますよね。

○説明者（長谷川） ああ、内部のですか。

○六川委員 そうです。

○説明者（長谷川） そういう可能性はあります。

○国吉専門委員 ですから、安全性みたいなもの、耐久性みたいなものは抜くというわけにはいかないから、それはきちんと対応するのでしょうかけれども、すべて消防設備とか……

○西村部会長 避難とか、階段とか危ないとかですね。

○国吉専門委員 避難とか、あるいは階段の段差とか、そういうこともやり出すと、全然、景観的な価値も失われていきますので、柔軟にできるところは対応させていただこうという感じです。

○六川委員 赤レンガは結構、耐震補強しましたよね。

○説明者（長谷川） しましたね。

○六川委員 あれみたいに建物が大きければ目立たないけれども、余り大きくない建物はすごく目立ちます

よね。

○西村部会長 はい。

○六川委員 だから、その資産的な価値が変わってしまうのではないかと思います。

○中野書記 建物がきちんと耐震診断した上でI s値を上げていくと、どこに影響が少ないように補強するのかというのも、その個別のケースによって随分工夫していくことだと思います。

○西村部会長 無駄に頑張ってしまうというのものもあるかもしれませんね。

○齋藤書記 三溪園の中にある鶴翔閣は木造の建物で、あれは耐震改修をしましたけれども、天井裏に鉄骨で火打ちという補強材を入れたりして、中身もできるだけわからないようにというような工夫はしています。

○六川委員 ああ、そうですか。

○齋藤書記 はい。

○西村部会長 今の話ではないですけども、そういう例えば準防火地区や防火地区で木造ということもしていいということですね。

○齋藤書記 そうですね。

○西村部会長 もう一つ基本的な質問なのですが、文化財保護法の中に書いてあるわけでしょう。その外観の価値というので、基本的に建築基準法の3条で除外できるのは、文化財だとその他というのがあるけれども、基本的にはそういう価値ですよ。

○齋藤書記 そうですね。

○西村部会長 そこに、例えば中は見ないから、外だけの景観的価値というので、そこまで押せるということで神戸はしているわけですよ。

○中野書記 中も保全活用計画というものを相手がつくることによって、中も残しますよと。

○西村部会長 中もやるから。

○中野書記 そうですね。

○西村部会長 やはり外側だけだと。こちらの制度でやると中もきちんとやらないといけないという話になるのでしょうか。

○国吉専門委員 または一方で、内部については、ある程度、柔軟にやるのでしょうか。

○西村部会長 そうですね。はい。

○国吉専門委員 文化財と行政とが全く一緒だと必要ないですからね。

○西村部会長 普通だと、それはなぜ2つあるのかと。でもその違いというのは、どういうふうなものですか。

○中野書記 この建物のように重要文化財であれば、例えば、多分ほとんどの内装についても、なかなか変更が難しいです。

○西村部会長 または規制というものか。ここでやろうとするものは、例えば本気でやれば市指定の文化財になるけれども、やはりそれは、制限が多いので嫌だから、こちら側の制度でやるみたいなものもあるのでしょうか。

○中野書記 そうですね。

○西村部会長 だからその辺でいうと、どちらの制度を使うか、所有者側で選べるというようなことですか。

○中野書記 そうですね。文化財指定エリアを都市デザイン室が調整する場合も多いです。結婚式場にした露垂銀行という本町通りに建っている、戦前のRCでの建築は、文化財指定をした上で結婚式場として活用するということを選ぶ所有者さんもいらっしゃいますので、それでいいと思います。用途を結構転用してこういうような場合に、余り壁とか何かで間取りを変えてはだめだと言われるらしいという場合もあります。その辺はメニューをふやしておき、選択肢をふやしてあげるという形でいかれたらいいのではないかと。

○西村部会長 これ、神戸は事例が、その先ほどの生糸検査所以外にあるのですか。

○中野書記 いや、まだこれは1つだけです。

○説明者（長谷川） これは神戸の保存活用計画です。色分けしてありますが、赤い部分は基本的に保存をする部分です。オレンジ色の部分は、多少残しながら少し手を加える、それ以外の部分は自由に使えると。こういうことを利用あるいは活用の中身を決めながら色分けをしていって、内部も一種の規制がかかっているという形をつくって、外とともに、外と中で規制があるということで、基準法の適用でというような形にしています。やはり神戸の場合は活用をきちんとこそ歴史的景観が生きてくるという考え方を持っていていこうということです。

○六川委員 一種のそんな考え方ができるのですね。

○中野書記 何か神戸でできているのはその辺ですね。

○国吉専門委員 この保存の度合いによって、その適用除外の幅も変わってくるのですか。それとも一律なのですか。

○説明者（長谷川） 基本的に保存する、例えば一部でもあれば、あと残りは活用で、ある程度使ってもいいと、極端に言えばそういうことも想定されています。

○国吉専門委員 なかなかいいですね。

○西村部会長 そこまでやって大丈夫かなとも思いますが、ここだけ保存して、ほかは同じように除外してしまって、ほかのところは好きにやっていますよね。

○中野書記 その辺はやはり程度問題だと思います。横浜市も制度設計をするときに、関係部局と十分調整しないと。

○西村部会長 はい、それはそうですね。

○中野書記 その辺はもちろん思いどおりにはならないですね。

○西村部会長 むしろ文化財部局のほうはやらないですか、それは大丈夫ですか。だって、これを認めると、こちら側ばかりではなくて、もう文化財をやる人がいなくなるのではないかと。

○中野書記 ですから、そういう意味では、この制度設計をする上では、文化財部局や建築部局と相談しながらやっていくということになります。

○西村部会長 やらないといけないですね。

○中野書記 ただ、一つ事例があるということです。

○佐々木委員 よろしいですか。

○西村部会長 はい。

○佐々木委員 そのことにもつながるかもしれませんが、結局、何のためにその歴史的な建物を残していくのかというときに、やはりそれは魅力的だからとか、美しいからとかが全面に出過ぎていくと、何か今、歴史というのはどんどんファンタジーみたいになっています。今はもうないけれども、ここは特別で、ほかのものとは違うものだという価値で、観光資源だったり、差別化されたりして、そこの結婚式場はほかよりも価値が高いという方向にどんどんいきます。そうすると、要は形が特殊だったりユニークだったりすればいいのだという話になると思います。そういう方向は本当にいいのだろうかと思うことが結構あります。

先ほど国吉さんもちょっとリストの中でおっしゃった、見ると全然どうということがない、みずぼらしいものなのですが、そこである記憶があったり、そこで何かずっと行われていたことのほうが大事であったりとか、そういう歴史的なものに光を当てようとする場合と、まさにその「物」としてのユニークさとか価値とかというものでやっていく場合とで、多分、戦略とか運用とかが変わってくると思います。それで、リストに入っているのは例えばどういうものなのか。あるいは今選ぶと多分、昭和63年のとき歴史的なまちづくりに生かしていこうというまなざしで選ばれたものと、また違うものも入ってきたりするのではないかと思います。

もっとその話を広げていくと、例えば「物」として形は残るのだけれども、その「物」をつくるというのはどうなのか。例えば改修するときに、石の何か細工がある。ではこの石の細工を中国に出してつくってもらいましょう、それでぼんと持ってくる。そういうように、形は残るのですが、それでいいのかという話です。それをつくったり、メンテナンスしたりしていく職人さんや材料そのものが地元で根づいたり、地元でなくても、少なくとも横浜とか関東とか国内のどこかに結びついているとか。その議論を同時にもうちょっと広げていった歴史を生かすという概念にしていく必要があるのではないかと思います。

○中野書記 そうですね。

○佐々木委員 東海道の話も何かそれで、いきなり東海道風の保土ヶ谷の話を持ってきたら、それはテーマパークになってしまうでしょうと。ちょっと違うアプローチをしませんかということを議論しています。

○中野書記 やはり例えば郊外の古民家でいえば、そこで暮らし続けていかれるような支援をすることが本当が一番望ましいです。それからカヤも何年かに一度ふきかえなければいけないというのは、そういう技術につながっていくことになります。やはり持ち主が暮らし続けていかれるような資源ができれば、それはやはり地域としていいことです。何も形だけにこだわるといよりは、そういうことも考えながらいく必要があると思います。

都心部の場合は、どうしても横浜の特徴が昭和初期の震災復興期の近代建築となると、既に企業が所有している場合に、その利用価値ですとか、使い道ですとか。そういうことで解体される危険が高いものについては、多少、形にこだわった上で新しい使い方を入れていきながらも景観は残していくということに少し力

を入れていってもいいのかもしれないと思います。それもやはり使い方はどういうものがいいのかということだと思います。どういう使われ方をしてきたのかということも含めて、ちょっと研究させていただくと。

○佐々木委員 あと最近またジェイン・ジェイコブズがいろいろ見直されていますが、彼女が歴史的な建物が重要だというのは、歴史性とか文化的ではなくて、要はそのようなものは減価償却が終わっているから、貧乏人だつてそこへ暮らせるから必要なのだということを行っていますよね。そのまなざしというのは、これからの日本の都市もかなり重要で、もうどんどん建てかえて再開発して人口や経済が伸びていくということは、局所的に見れば、まだ横浜にあるかもしれませんが、違うのではないかと。

だから、どうやったら今あるストックを維持し続けたまま、そういう建築費とかにお金をかけずに人間がもっと豊かに暮らせるのか。ほかのほうにお金を回して都市のにぎわいをつくっていくとなったときに、そういう単にユーティリティとしてのストックをできるだけ長寿命化していくという意味の歴史的なというか、既に建って減価償却している建物を大事にしていく視点というのものではないかと思えます。

○西村部会長 先ほど国吉さんがおっしゃったように、横浜はもう少しすそ野を広目に登録したり、認定していたりしていますと。だからそういうところを大事にしているという一方で、例えばこういう形で、あるところに関しては建築基準法となると、それはやはりきちんとした「物」として大事だという話になるでしょう。だから、文化財的価値があるものとそこでの活動や市民の思い出に価値がある建物の両方を残していく、となったときに、例えば今、認定しているのはリストがありますね。

○中野書記 はい。

○西村部会長 これは全部そういうことになったら全部、そういう次のアクションに行くのかということになると思います。もし行ってもいいと思うのですが、そうするとやはり、それはかなり「物」として大事ですよねという話のところ、やはり認定せざるを得ないということになりますよね。では認定している中には、その思い出が大事で文化財的価値ではないものもあって、そして文化財の価値が高いものもあります。伺っていると、物件ごとの位置付けや扱いについて、何か微妙な問題を整理しておかなければいけないという気がします。

○中野書記 どういうねらいを持ってどういう制度をつくるかというのもうまく考えた上で、またきょうのご意見を踏まえていきたいと思えます。

○国吉専門委員 多分ここに載っているようなものは、まだ認定されていなくても何が何でも大事ですよというメッセージをもう出しているのです。

○西村部会長 ええ、印刷するくらいですものね。

○国吉専門委員 そうです。ライトアップしてあるとか、いろいろな理屈をつけて載せています。ですから、持ち主の意思とは別に、もう大事なのですよということをご理解くださいねということを行っているわけですね。

○西村部会長 これは認定しているものだけではないのですね。

○国吉専門委員 そうです。ですから、言ってみれば、これは何が何でも絶対、死守したいという覚悟はあるのです。

○西村部会長 では、これはもし何かがあったら、今言ったようなこともあると。

○国吉専門委員 ええ。それはいろいろなことを補助事業とかもう同意したりしてやっていかなければならない部分だと思います。多分これ以外のものがまだたくさんあるのです。

○西村部会長 だから、そちらのほうに関してもそういうことですか。

○国吉専門委員 そうです。歴史を生かしたまちづくりの要綱を考えると、地域のそのまちづくり、魅力をどうやってつくっていくかというときの取っかかりとして、地理的な緑地の景観や川などととも地域がつながってくる文化とか、そういうものをきっかけにしたほうが、やはり景観とかまちづくりというのは奥深くなりますよね。シナリオがつけれます。

そういうときに出てくる建造物にかかわる物語みたいなのがあると、それもやはり景観づくりの中に巻き込んでいったほうが、非常に価値が出てきますよね。何か運動の一環として、やはり歴史を生かしたまちづくりをやるというのは、そもそも都市デザイン室が考えていることです。それはやはり歴史を一つだけ残すのではなくて、それも核として、あるいは地形とかそういうものと一緒にしながら、その地域、その地区独自の空間を皆でつくっていきましょうというようなものです。ただし、それを残すには、きちんと制度的にやっておかなければいけないのでという、そういうことだと思います。

だから、どうやって次の運動にしていくか、他の都市デザインの活動とどう展開していくかによって、つくり方もまた多少変わってくると思えます。

○西村部会長 そうですね。今の佐々木さんのお話を聞けば、もう少し皆の声が出たら、それはそういうところにやりましょうというような話が、別の仕組みが働くと。でも登録するときはそつと登録しなければいけないから、その点は微妙ですね。広げていきたいけど、余り全部広げて、では皆がいいからいいでしょうというようなことも言えないです。

○国吉専門委員 馬車道などは、持ち主のほうから自分で認定建造物という看板を掲げてきました。やはり中には自分からそのように誇りを持って地域のために残していきたいとおっしゃる人もいるのですよね。

○中野書記 そうですよ。

○中津委員 何か見ていると、こういうリストは「物」か「事」かという、やはり「物」というか、ビジュアルで選ばれているわけですよ。それで、今まで50年間ずっと横浜の都市デザイン制度というシステムが、こういうことを全国に先駆けて行ってきたことはすごいことだと思います。けれども、今これからの50年を考えるならば、やはり今、佐々木先生が言われた「事」ということをもう一度、景観行政の中で再認識、位置づけをもう一度組みかえて、「ああ、次にまた横浜が新しいことをしている」と。思われることが重要ではないですが、何かそういう新しい教科書をつくるようなイメージで、景観という言葉の定義からやり直して「物」と「事」ということを明確に出したほうがいいのではないかという気が私はします。

これを受けて、この中で「事」を感じる風土が余りないですよ。やはりそういうのをどういうシステムでやっていくか、そういうものをあぶり出すということは、1つの枠組みでは絶対できないことです。だから、やはりその辺を定義づけからやり直さないと、発想のインフラストラクチャーがもう全然今までの50年間やってきた延長上ではないということです。ここでびしっと組みかえたほうが、次の50年間、住民がすぐくふえるようなまちをつくるためにはいいのではないかという気がします。

○西村部会長 全体の意見をまとめると、この制度は確かに大事だけれども、これだけあると何かハードなエリート主義のほうばかりにいるから、もう少しこちらを広げるほうもバランスよくやって、両方をやっているということがやはり横浜が市民に対するメッセージ自体ではないかと。きっと、そのようなことですよ。どちらも大事だと思います。

○中津委員 もちろん大事です。

○西村部会長 だって壊されるものも守らなければいけないというのは大事なのですが。やはりそれだけでいいのかみたいなことを何か非常に限定的なものを守るほうにシフトしたというふうにメッセージがとられてもちょっと問題があるという感じもしますよね。

○佐々木委員 表向きというか制度的には従来型のもを残しつつ、「物」としての形・姿、空間を整えていくという方法論は堅持していてもいいとは思いますが。中津さんがおっしゃったのは、むしろそれ自体も別な概念から再定義し直して、何か「物」としてずっとつくってきたという、そのデザインとは違ったコンセプトを一回つくったほうがいいのではないかというご指摘かと思いました。

○中津委員 そういうイメージですね。

○佐々木委員 ただ、行政としてはまだそんなにがらっと変えられないし、世の中にそんなにばつと理解してもらえるかはわかりません。ですから、今までどおり、きちんと色もある程度整えていきましょとか、高さを整えていきましょというデザイン行政は、表向きは堅持しつつ、でも、例えばここでの議論とか一部の議論では、本当に大転換というようなことをしてみてもいいかと。定義をし直すというのはそういうことだと思います。とか言いつつ、「物」が意味はないということには決してならないので。

○中津委員 全然そうではないです。

○佐々木委員 結局その「物」をどちら側から見直していくかという、思考の整理をするということは非常に興味深いです。デザイン行政とか、都市デザイン行政とか、クリエイティブシティという議論が入ってきたところで、もうかなりそちらでシフトしてきているところがあります。ですが、そこはもう一步、都市に付加価値をつけていくという意味でのクリエイティブシティとかではなくて。本当に所得の少ない人など、いろいろな人が生き続けていられるまちを成り立たせる基本のなりわいのベースとして、そういう何かクリエーションみたいなものをどう実体的な効果を持ち寄るかとかです。

○中津委員 そうですね。特に神戸はやはり商人をつくったまちですから、居留地とか、東灘とか、そういう部分部分ですごく商業利用をすることを前提にこういうことをしていると思います。ちなみに私は実家が神戸です。横浜は、商業だけではなくて、住居系と言えどもまた語弊がありますが、何かもっと一般市民の人にそういう啓発をすることも含めてやったほうがいいのではないかとも思います。いろいろなアプローチはあると思います。

○中野書記 では、そのようなご意見を踏まえて研究します。

(イ) 公共事業の景観形成

市から資料に基づいて説明を行った。

○西村部会長 この件はいかがでしょうか。ちょっと公共事業というのは、例えば国の事業なども入るので
すか。どういう形なのですか。

○説明者（保坂） はい、そうですね。

○西村部会長 全部入るのですね。

○佐々木委員 あと、これはいわゆる建築系のものと土木系のものと両方含まれているのですよね。

○説明者（保坂） はい、そうです。公園などもそうです。

○国吉専門委員 公園などですね。

○中野書記 下の囲みの中に国が示している事業が、街路事業、都市公園事業、下水道事業まで例示されて
いますので、本市としてどこまで対象にするかはまだ全くこれからです。

○佐々木委員 私はちょっと土木系のほうで、そのいわゆる道路とか何だとか、いろいろガイドラインをた
くさんつくってききましたが、余り意味がないですよ。まあ、あるということが重要で、すごくシンプル
なものだけつくっていて、むしろそれをだれにしてもらうとか、その発注のシステムのところできちんとした
何か評価をするとか、それに尽きますね。などと言ってしまおうとあれですが。

○中野書記 そうかもしれないですね。

○佐々木委員 いろいろガイドラインをつくってきていますから。でも余り生かされていません。

○西村部会長 こういう手続みたいなどをきちんと書いてほしいですね。

○佐々木委員 結局はだれが設計して、だれが施工してというところになってくるので。

○国吉専門委員 でも、設計者に発注するようなものではないと思われるようなものが、たくさんあるわけ
ですね。

○佐々木委員 はい、確かにそれはあります。

○西村部会長 はい。

○国吉専門委員 それをほうっておくと、その場でまた担当の方が工夫してですね。

○佐々木委員 変な工夫をして。

○国吉専門委員 新たなものが送られてきたりして、それを食いとめるとかですね。

○西村部会長 チェックの仕方ですね。

○国吉専門委員 そうです。だから頑張らなくていいですよというの必要だったりします。

○佐々木委員 はい。それはそうです。

○国吉専門委員 皆がそれぞれ道ごとに顔を持ってしまうと混乱するのでとか、だから、それをわかって
もらうのも大事です。

○西村部会長 確かに。

○佐々木委員 それはやはり横浜市にデザインできる、腕のある技術職員をきちんと確保しておいて
いただくことが一番重要だと思います。

すみませんが、午後の授業がありますので失礼いたします。

○西村部会長 いえいえ。そろそろ帰りますか。

○佐々木委員 済みません。申しわけありません。これをいただいていけばいいですか。

○中野書記 必要があれば全部、大丈夫です。

○佐々木委員 失礼します。

○塚田書記 補足させていただきます。この四角の中に書かれています国土交通省からの通知の中で、国土
交通省ですから、市街地整備の関係の再開発関係ですとか、公園ですとか、下水道という関係部署を全部そ
れぞれ調整した中で、それぞれの事業について景観的な視点を組み込む必要があるということで市町村のほ
うに投げかけてきているわけです。使い方や活用については市町村にゆだねていると。

それで、やはりガイドラインを作成してみなさいというような内容なので、各都市ではこれについてい
ろいろ検討中です。19 政令都市の中で協議会というのをつくっています。先日その中でもこのテーマにつ
いて、いろいろと意見交換をしたところ、札幌のほうやはりガイドラインを先行的につくってあります。そ
れぞれ千葉や川崎などが動き出してくる感じです。

従来、公共施設のガイドラインというのがあります。景観のこの観点で視点を置いた形では、やはり札幌や、また神奈川県でも景観づくりの手引ということで、先日、公共事業における手引というのがつくられております。かなりこういうマニュアル的な形でどんどんつくられていくのだらうと思います。横浜市においても、この点についてどう進めていかということを検討しているところです。

○西村部会長 佐々木さんの意見は、大体似たようなものができるから、そこで頑張るよりはもう少し違うところで頑張ったほうがいいのかという説明ですよね。ただ、ではつくらなくていいかと言われたら、またつくれと言われていたところで、どういうものをつくっていくかということです。

○塚田書記 国の視点ですから、やはり国交省の補助金の交付金をする事業はすべて、こういう視点でチェックされる場所もあると思います。

○西村部会長 そうですよね。

○塚田書記 逆に、その答申の中で、そういうことが全くないとまた難しいと懸念するところがあります。

○西村部会長 それは現実的には、ここにあるように、民間の建物で小さなところに関しては、非常に細かいガイドラインもつくられているわけですよね。

○塚田書記 はい、そうです。

○中野書記 やはり横浜の都市デザインは、かなり初期に高速道路の色彩や、ペイブリッジを白くするとか。大きな土木事業に対しても修繕活動を働きかけてきた実績みたいなものもあります。いい例をよく見ていただくような、参考にしていただくような視点も受けたガイドラインをつくって。多分その場所とかによって、実際の配慮すべき景観的な要素はかなり異なります。ですので、実際の現場対応では、かなり柔軟にしていこうという形がいいのではないかと考えています。

○西村部会長 つまりあれですか、横浜で行ってきた実績が事例集みたいな形でかなり載っていて、その中でかなりのヒントがあると。

いかがでしょうか。現実的に多分、先ほどの国吉さんの話ではないですけども、小さな仕事のほうが要チェックなのですよね。多分大きなところはそれなりに頑張っているんで、小さな裏側の道の何かとかですね。

○国吉専門委員 そのときに、多分そういうガイドラインに合っていませんねということが言えるようになっていくほうがいいでしょうね。だから、例えば前、みなとみらいで新しい歩道ができるといったときに公共施設デザイン調整会議にかけてもらいました。公団が区画整理をして、その事業の一環として手がけるのですが、いきなり斜めにストライプの入った歩道が出てきたのです。やはりこれはあの新しい方は新しいことをしたかったのでしょうか。ちょっとそれはやめたほうがいいですよということで、やめていただきました。

ちょっともうそろそろ変わったこともしましようよという話がふっと出てきます。歩道に斜めにラインを入れてしまうと、そこに縦の黄色い誘導ブロックなどが入ってくるなど何が出てくるかわからないから、シンプルにしたほうがいいですよということでベースをつくったわけです。だからそれも、みなとみらいの場合はこの公共施設デザイン調整会議があったから、そういうこと言えたのですが、何もないと、それをされていたかもしれないという感じはあります。

ただ、余り押さえつけるのではなくて、所によってこういうチャレンジもできるような、その辺の兼ね合いが一番難しいのでしょうか。

○西村部会長 そうですね。具体的には、こういうもので調整しなければいけない公共事業というのは年間どれくらいあって、どの辺でエネルギーを使えるかというイメージであるのでしょうか。余りそれほどたくさんはないですか。

○中野書記 定量的にはまだ押さえしていないのですが、これからいわゆる311の震災を踏まえて、本市としてもこれから予算審議に入りますが、やはり耐震性能を高めていく市庁舎・区庁舎、そういうものについては相当、事業化されていくと思われまます。40年前に都市デザイン活動でも、郊外に区役所のデザインや設計については、相当調整した経緯があります。それが一巡して再整備されていくというようなことも重なりますから、非常に市にとって大切な、区の中心部での施設の見直しや更新に合わせて、こういうガイドラインも活用していかれるといいのではないかと思います。

○西村部会長 なるほどね。そのときにうまくこれが主導できるようなことになると、ちょうどいいわけですね。

○中津委員 でもガイドラインはガイドライン、いわゆる下敷きで最低限の条件です。なので、その先でどういうふうにつくっていくかというような意識改革を、公団とかも含め業者さんにしていただけるような啓

発活動というのは、何か特別に行ったほうがいいかもしれないという気はします。特に土木や小さなものなど基準どおりつくることがよしとされているようなものや、スタンダードをそれぞれ業界で持っていらっしゃるような構築物に関して特にそういう気がします。

○中野書記 まさにそういうことを含めてガイドラインをつくっていったら、どういうところに注意するか、心がけておくべきことみたいなものも知らせたらいいと思います。

○六川委員 何かたたき台みたいなものは、あるのですか。

○中野書記 国が示しているたたき台みたいなものはありますが、やはりちょっと横浜版で先進的につくっていかねばいけないものはあると思います。

○六川委員 具体的なあれだと、この関係では土木事務所という形になるのでしょうか。

○中野書記 いやいや。例えばその公共事業を発注するのが土木だけではなくて、建築である部局や、設計・発注は水道局も交通局もたくさんありますが、そういう部局とよく相談しながらつくっていくことになると思います。

○六川委員 でも何か大体のガイドラインというのがないと、待ったほうがいいですよ。

○中津委員 だから、そういうアノニマスなものも評価するみたいなシステムみたいなものです。そのようなことをしていられないのですが、でもやはり「見ているのだぞ、おれたちは」ということを、設計される業者さんなどに何らかの形で知ってもらったほうがいいような気がします。

○西村部会長 はい。

○国吉専門委員 一番重視しようとしてきたのは、やはり横浜におけるローカルティニー、地域制度をどうつくっていくかみたいなことです。だから、馬車道と元町は違っているという、そういうところを都市デザイン室は割と意図的にしてきました。ですが、管理する側からすると余り多様性はつくらないでくれと。その辺をどう兼ね合いを持ってくるかということですよ。地域、郊外でもそういうふうにするのかどうかとかです。でもやはり緑区と神奈川区はちょっと雰囲気違ったほうがいいのではないかとということと同じでいいというふうにするのかとかですよ。そのようなところも含めて。

○中津委員 それは行政内部の問題かもしれないですよ。

○国吉専門委員 いやいや、だけど地域の人々が求めたら、それに対応するという手もあるかもしれないとかです。ただ、基本的に地元が一定の維持管理をしますよというところは、お金を出して預けようかというところはあるわけです。一方では、そうではなくて全部、行政が管理するというところで、どこまで対応できるのかということもありますよね。

○西村部会長 何かそういう基本的な思想みたいなものもきちんとしておかないと、あるところでは個性と言っておきながら、あるところでは標準化するというのは、ちょっとおかしいところがありますよね。何かそういう問題もあるわけですよ。

○六川委員 財政的にすごくきついで、先週の話ですが、馬車道もまちづくり協定の中で、メンテナンスのいろいろな契約を土木としているのですが、かなり普通にいくときつく、これについてはもうお金が出せないという感じのものが出てくるのです。今までは結構アバウトで、そのときの対応でできたのですが、それが馬車道だけではなくて各方面でそうだと思います。今、国吉さんがおっしゃるように、各方面で特徴的な工夫をされているので、メンテナンスの部分がなかなか大変なのです。そして、もっとお金がかかってくるということになってくると、多分そういうベースになるもの、こういうガイドラインが一つあればというのがあるとは思いますが。全部、後追いで遡及されているような感じなので。

○中野書記 基本的には発注する部門が地域の人の声などを聞いて、コストなどを踏まえて、少なくとも一定の配慮をして、景観というものもうまく考えていく必要があるということがうまく周知できるということが一点です。それからやはり、いろいろな地域の事情や個性というので、どの辺まで景観的にグレードアップしたらいいのかとか、いろいろな事例をうまく勉強してもらおうというようなガイドラインができれば、すごく役立つのではないかと思います。

○西村部会長 そうですね。それと力を入れると思うと、全部が全部、力を入れられるかもしれないから、どこが地域にとって重要かというような判断もしなければいけないですね。という、恐らく国吉さんがおっしゃったような、今まで都市デザイン室が行ってきて、考えてきたような中身が何かうまく落ちればね。

○六川委員 早目に出てくればいいと思いますが。

○西村部会長 ここは個性を出すけど、ここはもうちょっとスタンダードでいいのではないのというのが、もしあればね。それは、実現はこれですと、実際そこにあるものがうまく出てくれば、非常に横浜が今までやってきたもので、すごく横浜らしいですよ。

○中野書記 建築局も例えば、設計者をプロポーサルで積極的に選んで一つずつやろうということは、かなり早い時期から取り入れられています。そういうことも含めて、景観に寄与する事業だと思います。そのようなニーズなどを紹介しながらということです。

○西村部会長 そうですね。

○六川委員 あと、そのエリアマネジメントで、かなり広い範囲でいろいろ協議会なども出ているのですが、地域によってすごく温度差のようなものがあるのです。だからその辺は温度差がある、例えば具体的にいうと、お三の宮あたりの商店街と、中華街、元町、伊勢佐木、馬車道とでは、まちづくりの考え方についても全然違います。あちらは全部、市にお任せしてやっていただきたいというスタンスが見え見えとしています。だから、そういう意味でも、何か1つの基準がないとなかなか難しいと思います。

○西村部会長 そうですね。今のエリアマネジメントみたいな組織があるところだったら、そういうところに1回投げて、その人たちにも考えてもらうみたいなことです。それで意識がそのレベルにいくようなきっかけになって、これをうまくレベルアップのきっかけにするみたいな戦略的にも使えるかもしれませんね。

○六川委員 やろうとされているような意思是伝わってくるのですが、なかなか進まない現状もあるのですよね。

○西村部会長 そうですね。わかりました。いろいろアイデアが出てきました。きょうは最初なので。

イ 中長期的展望

市から資料に基づいて説明を行った。

○西村部会長 実はこれが2年がかりでまとめる提言のスタートになるので、この議論にもっと時間をとっていかなくてはいけなかったですが、その前にいろいろと議論が出てしまって余り時間がなくなってしまいました。きょうはその意味ではフリーなので、自由に提言いただき、将来的には落ちつくようなコメントをいただければと思います。いかがでしょうか。

先ほどの六川さんのお話ではないですが、もう一回、昔のようなパワーを取り戻すようなことをしてもらいたいのですよね。そういう提言をしたいのですよね。それとか佐々木さんは帰られましたが、つまりもう少し審議、例えば価値づけのあり方もかなり多様で、物特化型で来るのではない事を大事にするようなということですよね。それは何かおっしゃった、そういうものにも目が行くようなというのは、一つの方向と言えるかもしれません。

○六川委員 ケーススタデーも多いですし、かなり蓄えがあるわけですよね。

○西村部会長 はい。

○六川委員 だから、それで今後の都市デザイン行政に対して、どういうものがそこからもう一回見直しをして提案できるかという視点でも非常にいろいろなメニューが出てくると思います。

○西村部会長 はい。では、典型的なものを幾つかレビューして、そこをもう一回、もうちょっとこうすればよかったとか、この方向の評価みたいなものを含めて、そこから先を考えるということですか。

○六川委員 ええ。それで、例えばその歴史的建造物についても、かなりマーキングして壊されてしまったものもあれば、部分保全しているものもあれば、例えば富士銀行みたいに全面保全したものもあれば、いろいろそのスタディもしているわけですよね。だから、今後、例えばそういうものに指定するように当たって、過去の事例をうまく活用しながら、むしろやっているわけです。現実問題として、やはりそういうのをスタディ的に幾つか経験されています。

○西村部会長 幾つかの分野があると思うので、それはそれで本当に今までを振り返ってもらって、できたこと・できなかったことで、これからこうすべきだというようなことを行うと。

○六川委員 ええ。アーカイブではないですが、そういう蓄えがすごくあるはずなのですよね。国吉さんもいらっしゃるけれども、国吉さんもすごい経験をされているはずなので。

○西村部会長 なるほど。例えば郊外なら郊外の住宅地に関して、では都市デザインと何ができたのかと。どこまでできて、どこかできていないというのが何なのかということを出してもらって、そこから考えてみると。

○六川委員 あと、未来的な横浜を言えば、一番大きな、例えば横浜駅の改装をどうするのかということと、あと北仲の開発です。北沢先生はいろいろとなさっていましたが、どうするのかという、この2つは、これからのデザイン行政の一つの大きなターゲットとしてはあると思います。

○西村部会長 もう一つは、非常に重要なメインのプロジェクトに注力すると。

○六川委員 ええ。

○西村部会長 例えば、これで下段の図がありましたよね。例えば行けましたというのだといいです。けれども、このマイナスのものも、これは実はできていませんでしたみたいなところを一たん出してみても、ではそれを何かするのはここの役割なのだとか、そういうことが一つです。一つはそういう作業は確かにありますよね。

○中野書記 検証するということですね。

○西村部会長 はい。あとはどうですか。

○中津委員 何か五月雨式に言い出すと幾らでも何か、それぞれ皆ばらばらのことを言ってもどうなのかと思ひまして。

○中野書記 いいです。

○西村部会長 いいのではないのでしょうか。きょうはブレインストーミングだから、逆に言ってもらったほうがいいです。どうぞ、どうぞ。

○中津委員 もう全然違うことも言いたいことは山のようにあるのですが。

○西村部会長 全然違うことを言ってください。それもいいです。

○中津委員 先ほどのその都市デザイン室のパワーの話がありました。やはり行政の中で、行政のシステムとして都市デザイン室の重要性というのをもうちょっと明確にできれば、さらにいいのではないかという気がしています。事実、私はそれをずっと思っていました。それに何か通常のジョブローテーションでどんどん署員が変わるべき部署ではないのではないかという気はすごくしています。

今のその財政上、署員がふやせないのであれば、専門職で長いことそこにいて知的ストックを蓄えて個人が強くなっていくことしかない。そういうことをもうちょっと市長に知ってもらい、市議会が何か知らないですが、そういうことは重要かもしれないという気はすごくします。先ほどちょっと話をしましたが、以前のようにカリスマ的な人がいなくても、そういう人力のパワーで行っていくとなったほうがいいという気はします。

都市デザイン室、その都市という考え方で、先ほどのその「物」派というかまちなかのいろいろなビジュアル的なものに話がどうしても行きがちなのを、もうちょっと「事」にしようという話を先ほどしました。横浜の全体を見ると私が今すごく気になっているのは、このいわゆる郊外などと都市との関係をどういうふうにつくっていくかということ、もうちょっと何か政策的にも意識できないかという気がすごくしています。

それと、都市の中のその景観の話をしていても、観光客に対する考え方と住んでいらっしゃる方に対する考え方というの、何かもうちょっと整理したほうがいいような気がします。それとか、これとこれに関する関係、これとこれに関する関係とか、二項対立的なものがたくさん頭の中にあります。海側・山側とか、観光客・住民とか、企業と行政の関係とかです。何かそういうところもどンドンシステムに踏み込むような、都市デザインの仕組みづくりの守備範囲として、そういうことがもっとできればいいという気がします。いろいろなところの議論に巻き込まれながら思うことはそういうことです。

それとあとは、千代田区だとリレーデザインというのを最近ずっとしていますが、時間のリレーデザインとか、空間のリレーデザインとかの話をそこでよくするわけです。そういうところも、もうちょっと単発エリアで、マネジメントで単発というよりは、何かもっとどういうふうにつないでいくか。ランドスケープで自然という、緑地をつないで鳥が動いてとか、虫が動いてとか、わかりやすい事例がありますが、何かもっとまちの中を人が回遊していきたくなるようなとかですね。余りそんなに具体的である必要はないかもしれませんが、何かつないでいくという考え方は、私はすごくおもしろいと思います。

それで、新しい事業主がそのまちに来たときの周りを見る視点という意識を、おのずとその設計者がせざるを得ないような概念みたいなものが、都市デザインの考え方の中であつたらいいのではないかという気はしています。ちょっと五月雨式にいろいろなことを言って済みません。

○西村部会長 でも確かにいろいろなものすごく重要な視点ですね。

○中津委員 それとあとは発信と啓蒙、教育、気づき、子供、一般とか、いろいろです。ともかく、このように専門家が集まっているいろいろなことをするよりも、市民一人一人に専門家になってもらうような意識というか。子供の小学校の教科書とかで横浜のことを考えることがあると思いますが、その中にもっと入っていけるような、先ほども言いましたが、そういうこともしてほしいという気がしています。

○西村部会長 ちょっと時間が来ましたが、何か最後に皆さんから一言ずつ言っていれば。

○国吉専門委員 そういう意味では、スタートのときは余りたくさん語らなかつたというところがあります。たくさん語ってしまうと総合的になってしまうからです。だから、できるきっかけは小さくしておいて、それが次にどう波及するかというようなことを見定めながら次に進むみたいなことです。それで先ほどつなぎと言いましたが、人も場所も伝搬させていくということで運動的に行っていくというスタンスでいたのです。だから、その辺が動きとして40年間続いてきたことだと思えます。そういう動きみたいなやり方でやるかどうかみたいなこと。だから、そのきっかけを割と、この先はこうなると余り言わないです。

○西村部会長 多分、市全体で実施しようとする、なかなかそうはいかないですね。都心をやればできるけれども。そうするとそれはデザイン室だけではできないから、デザイン室的なものがそれぞれのところで、それぞれの区なら区とか、もう少し小さな単位で動いていくようなことを育てていくとか、そういう戦略があってもいいかもしれません。

○国吉専門委員 そうですね。だから、都心部でやっても、六川さんのお父さんなどがいらしたときに、馬車道というのは、やはり「物」ではなかつたのです。やはり「事」だったのでですね。そこで何が起こったまちなのかとか、そういうところで我々も感化を受けながらどんどん動いていったというのがあります。それを同じ仕組みだと郊外ではできないわけです。だから今おっしゃったようなその仕組みとセットで郊外の舞台がどうなって、そこにデザイン室がどう絡むのかということです。

○西村部会長 そうです。区に都市デザイン室の区のバージョンがあると、それはそれで、区の中でこだわれば区の数だけ土地があるわけだから。そういう話とか、何かいろいろありそうな感じはしますね。

○中津委員 でも何かそういうものも私の中では手法的なイメージがあって、本当はもうちょっと都市に対する理念みたいなものを、三輪さんもここでインタビューを受けていますが、少子高齢化とか子育ての話とかをしていらっしゃるんですね。それで鈴木先生とかはいつも縮退という前提で話を進めますよね。縮退するのはわかっていますが、でも何か本当は魅力があれば人は集まってきます。

というのは、私はよくいろいろな人にはかない夢と批判を浴びながら言い続けていますが、江戸川区みたいな、いろいろな福祉関係のお金を優遇されるようなところに人が集まることはあるかもしれません。でも横浜はやはりまちの魅力によって人が集まるようなまちを目指したほうがいいのではないかとことをずっと思っています。それが、今ずっと「物」としての魅力はもうたくさん出てきているわけです。それにプラスして「事」の魅力がそこにプラスアルファされることによって、いろいろな人が川崎から横浜に引っ越してくるとか、あちらから引っ越してくるとか。そうなるような都市のデザインの評価軸のようなものがあればいいような気が以前からずっとしています。

あちこちで言っていますが、余り最近言わないことにしています。

○西村部会長 国吉さんの話だと、それは馬車道でも「事」から始まっている。だから、小さいところではもう一回、「事」から始めて、それで最終的に「物」まで行くと。戦略を立てれば動くのではないかという気がします。だって、それぞれのところで、それぞれの人が住んでいるのだから、それなりには。

○中津委員 魅力のバロメーターをその人口ではかるとか、そういう視点もあってもいいかもしれない気はしていました。いろいろな魅力を。

○西村部会長 いろいろと時間をかけてやりましようかね。今の話をちょっと大きくとらえると、文化施策みたいな大きな施策を、やはりクリエイティブスキルはそうですが、デザインも同じです。これはやはり次の時代の非常に大きな文化施策を立てるというのか、その中でデザインとか、今ならイベントでもいいし、「事」でもいいし、生活・ライフスタイルでもいいです。何かその中でつながるような、それで、その中にデザインも入っていると。だからデザインも統一して頑張ろうというふうに、そういう文化施策がこの横浜には必要なのだと。ですので、21世紀のこれからの文化施策のあり方みたいなものを描き出せば、おのずとその中にデザインが中核的に入ると思えます。

○国吉専門委員 ライフスタイルが一番。

○西村部会長 そういうことですね。

○国吉専門委員 中核的なライフスタイルのデザインといえますかね。

○西村部会長 そういうのはあり得ると思います。それがイメージできれば、それをきちんと開花するような行政のサポートのあり方とか、都市デザイン室のあり方とかが見えて、あるいは例えば都心バージョンとか、公園バージョンとか、いろいろあるかもしれないけれども。これはちょっと議論しなければいけません。とにかくあと2年間でやらなければいけないという、我々の宿題なのでやりましよう。

○六川委員 大きな目的が、例えば横浜に人を集める。そのような考え方でいいと思います。

○西村部会長 はい。だからやはり魅力です。それは住む人もそうですし、来る人もそうですが、やはり都

市として魅力があるということだと思います。

○六川委員 観光ということを盛んに言うのですが、横浜は実は非常に冷めているまちなので、中にいる人たちは本当にコンサバティブだと思います。外からのイメージは、非常にエキゾチックでインターナショナルでという印象があるのですが、だから「イメージがあるうちに何とかしなければいけないね」と今、庶務課の方とも言っています。

○西村部会長 そうですか。そんなにコンサバティブで、行政の方は大変ですね。

○中津委員 インナーハーバーの議論の中では常にそういう話はしています。観光だけではなくて商業とか、そういう会社側が来なければ働くところがないわけですから、人が住む理由ができません。ですので、やはり羽田との関係とか、インナーハーバーを強化しながら、それがどういうふうに郊外とつながっていくかというステップはずっと意識しています。

○西村部会長 そうですか。一つインナーハーバーと出たわけですから、ある種の長期的な都市……

○中津委員 当然インナーハーバーの中には、関内から横浜駅の西口とか。

○六川委員 全部入るわけですか。

○中津委員 全部入るわけです。

○西村部会長 わかりました。ちょっともう拡散型ですから、議論を終わりにしましょう。

(4) その他

○西村部会長 このその他は何かありますか。

○中野書記 いえ。その他は特にはございませんので、部会長として議事をお願いします。

○西村部会長 大体どのくらいのスケジュールですか。

○中野書記 この後おおむね2年でということ考えています。

○西村部会長 この我々の部会の集まりは。

○中野書記 ですから次の部会については、3月に全体会も開きますので、新年度のいい時期にある程度の作業をした上で今度また。

○西村部会長 きょうはもういろいろなキーワードがいろいろ出たので、多少それをもんでもらって、何か出てきたところで実施しますか。

○中野書記 そうですね。

○西村部会長 そうすると4～5カ月後とかそのような感じですか。夏前くらいですか。

○中野書記 夏前くらいが目標とさせていただきます。

○西村部会長 はい。余りのんびりしていると2年間すぐにたってしまうので、スピードを考えて。その他、何かありますか。

○中野書記 では一応、私のほうで。本来ですと、ほかの部会では議事の内容の確認というものをしますが、本日は割と意見交換で皆の意見をいただいて、審議の確認ということで一人一人の意見が多数出ております。それはまた議事録で我々も確認させていただいて、次回いろいろな際に役立てていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。本日の議事録については、条例に基づきましてあらかじめ指定したものの確認を経た上で公開するというになっております。よって、部会長の確認を得るということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

 次回の日程については、夏前にということを目標に我々も作業をしますので、よろしくお願いたします。

閉 会

○西村部会長 では終わりにしましょう。またフランクにいろいろ議論したいと思いますので、よろしくお願いたします。皆さんおつき合ください。以上です。どうもありがとうございました。

資 料	・第1回政策検討部会配布資料
特記事項	・本日の議事録については、部会長が確認する。 ・次回の開催日時は未定